

監視専門調査会（第13回）議事録

1 日時 平成24年10月5日（金）10:00～12:20

2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	畠中 誠二郎	中央大学教授
同	原田 泰	早稲田大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長

4 議題

「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する有識者ヒアリング

(1) 清原 桂子 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長

(2) 桜井 陽子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会理事長

(3) 竹之下 雅代 日本フェミニストカウンセラー協会理事

(配布資料)

資料1 事務局配布資料

資料2 清原桂子氏配布資料

資料3 桜井陽子氏配布資料

資料4 竹之下雅代氏配布資料

5 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。

ただいまから、第13回「男女共同参画会議 監視専門調査会」を開催いたします。

皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。

まず、冒頭にお断りしなくてはならないのは、本日は、専門調査会委員13人のうち6名の出席となっています。専門調査会の運営規則によりますと、過半数が出席しなければ会議を開くことはできないということですが、調査会の議題により、会長が必要であると認めるときは開くことができる、ただし、議決することはできないということでございます。

今日は有識者の方々からのヒアリングを予定しておりまして、議決を要する事項は予定しておりませんので、このまま専門調査会を開催することにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、「防災・復興における男女共同参画の推進」に関する有識者ヒアリングを行います。

まず始めに、今般の審議テーマに関連しまして、事務局から、9月26日に男女共同参画局が実施した男女共同参画の防災・復興関連の関係団体からの意見聴取の結果について報

告をしてもらいます。

よろしくお願ひします。

○三上調査課長 おはようございます。調査課長の三上です。

資料1に基づきまして、先般の意見聴取の結果を御報告申し上げます。

意見聴取は9月26日の午後に行いました。

3にございますとおり、参加者は民間の関係の方々、地方公共団体の関係者など32名でありました。

説明に用いました資料は、8月1日の男女共同参画会議決定、それから、前回の監視専門調査会で配付いたしました当面のスケジュールでございます。

それから、3次基本計画の14分野の中の防災に関わる部分の抜粋の資料をお配りして、意見聴取の趣旨等を冒頭に説明し、その後、御列席の方々から御意見を聴取いたしました。

意見の内容でございます。まず、ポツの一つ目でございますとおり、14分野の中の「具体的施策」というところで、地方防災計画等について地方公共団体に要請するということが書かれており、ここの部分につきまして、先般の災害対策基本法の改正で地方防災会議の委員に女性が就任しやすくなったということであるけれども、国のほうは変わっていないので、国レベルでもこういったことが推進されるべきという御意見がありました。

この点に関しましては、その場に内閣府の防災担当部局からも担当者が参加しておりまして、補足のコメントがございました。ここには書いてございませんけれども、中央防災会議の構成員につきましては、この青いファイルの81ページを御覧いただきますと、真ん中の枠の右側のほうに「学識経験者」というところがもともとございまして、災害対策基本法の12条5項2号に基づいて、学識経験者は入れるということになっております。これに対して都道府県の防災会議の委員には学識経験者を入れるという規定がなかったということがあって、そこを改正できるようにしたということ、それから、中央防災会議の下にある専門調査会の委員についても女性の委員の割合を高めるようにしているところであるといった旨の補足の発言が、防災担当部局からございました。併せて御紹介させていただきます。

2つ目のポツ。同じく14分野の「施策の基本的方向」の中に「男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する」という文言がございますけれども、ここの部分について、女性が主体的に意思決定の場に参画しなければならないという趣旨が読みとれない、そういった趣旨をはっきりさせるということが重要だという御意見がございました。

3つ目のポツ。第2次の基本計画で具体的施策に盛り込まれていた部分が、3次計画ではその部分がなくなった形になっているということで、具体的施策の中に3次計画は「復興」という言葉が出てこないという御指摘がございました。

それから、基本計画の重要な部分というのは、具体的施策もさることながら、目指すところをはっきりさせることであるという御指摘もありました。

14分野は今「地域、防災・環境その他の分野」となっておりますけれども、そこから

独立させるというような御意見もありました。

裏のページに移ります。震災以降、復興の基本方針を始めとして、いろいろなところで男女共同参画の視点といったものが記載されております。個別の政策が男女共同参画基本計画よりも進んだ感じになっているので、もはや基本計画においてこれより弱い表現はできないのではないかという御指摘がありました。

それから、男女共同参画センターの役割等につきまして、一つ目のポツにございますとおり、地方公共団体の参画担当部局・男女センターが、防災部局と連携をとって推進していくためにどういう環境が必要なのかといった検討が必要であるということ。それから、男女センター等を防災計画に位置づけるということも重要であるけれども、他方で男女センターの独自性や柔軟性は確保しながら仕組みづくりをしていくことが必要であるという御意見等々ございました。

それから「その他」のところ、関連の御発言としては、女性を災害時要援護者というくくりだけで考えていくのは危険であるということ、脆弱性というくくりで高齢者とか障害者とか女性というのを一くりにするということは非常に危険であるという御指摘もありました。

その他、下に並べてありますような御意見がございました。

いずれも、その場で事務局がとったメモ、それにあわせて逐語的な議事録なども確認しながら要約させていただきましたけれども、いずれにしても事務局の文責で作成したものです。そういったものとして御理解いただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、ヒアリングに入りたいと思います。

まず、ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長の清原桂子さん。全国女性会館協議会理事長の桜井陽子さん。日本フェミニスト協会理事の竹之下雅代さんから御意見を今日はお伺いすることになっております。

最初に、清原さん、どうぞよろしくお願ひします。

○清原氏 おはようございます。

質疑含めて30分というお時間をいただいておりますので、10時40分までということでお話をさせていただきたいと思ひます。

私は17年前の阪神・淡路大震災発災時の兵庫県立女性センターの所長です。その後、生活復興局長、復興本部総括部長として復興に携わってまいりました。

阪神・淡路大震災は未曾有の大都市直下型地震であると同時に、資料2の2ページですが、そこに記載してありますような、災害時の男女共同参画の課題を一挙に顕在化させた初めての災害でした。

それに対し、女性センターとして相談、情報提供、女性グループの活動費助成、「男女共生のまちづくり提言」の発表、また、その視点を施策に反映すべく、3ページにありま

すように、復興相談員や災害復興公営住宅等含めたLSAの配置、健康相談の仕組み、こころのケアセンターの設置、高齢者の有償での昔遊び伝承事業など生きがいがづくり、コミュニティビジネスの支援、4ページをお願いします、交流拠点の整備と運営費の助成、民間と行政の協働の仕組みづくりなどに取り組んでまいりました。

その後、5ページに記載してありますような法制度の整備も行われてまいりましたし、自治体といたしましても、兵庫県でも男女共同参画基本計画に「防災・災害復興への取組の促進」という1項を立ち上げるなど取り組んでまいりました。

6ページをお願いします。しかしながら、東日本大震災でも課題が顕在化。それに対する女性たちやNPO、男女共同参画センターの取組なども併せて広がってまいりました。

7ページから8ページ、時間の関係で8ページを御覧ください。国のほうでも防災基本計画の修正や、ただ今お話がありました災害対策基本法の改正なども行われてきておりますが、しかしながら、具体レベルへの反映ということについてはこれからです。

9ページをお願いいたします。「今後の課題」というところですが、まず「1）これまでの経験の蓄積を具体的にルール化、マニュアル化」する必要があります。

その際、具体的なマニュアルを作って、それを常時更新していくということと合わせて、一方ではマニュアルに捕われずに臨機応変に行っていくということも必要です。何のためにそうするのかということをはっきり周知・納得されていないと、表層的・形式的なマニュアルだけがひとり歩きしてしまい、かえって弊害が出てきてしまいます。

あわせて、行政だけではできない、民間と行政が知恵を出し合って各フェイズフェイズでともに考えて協働するというスタンスを明確にすること。

また、日頃からやっていないことはいざというときも絶対できないということが私どもの経験上、非常に痛感したことです。普段から仕組みを回し、普段から民間・行政の横のネットワークで事業を実施しておくということが必要です。

10ページをお願いします。「（1）自分で自分の命を守る逃げ方 子どもや要援護者の避難のしかた」です。幼稚園や保育所、学校などにつきまして、災害時の子どもを連れた避難、親との安否確認体制、平時からの親や職員の参画・体験型研修など。また、要援護者情報をマップ化し、関係者で共有するとともに、災害が起こってから一緒に逃げまじょうと説得しても時間がありませんので、要援護者の受援力を高めることにもつながる「避難シミュレーション」を定期的実施しておくことも大切です。平時から福祉避難所となる福祉施設等を決めておいて、いざという時に即戦力になる施設間の人材応援の仕組みを前もって構築しておくことも必要です。

「（2）女性用・赤ちゃん用などの備蓄物資、救援物資」につきましては、記載のような品物をリストに入れておくということとともに、集積拠点には集まっても現場の避難所でそれを必要とする人に届かないということが今回も多く見られましたので、毎日毎日のニーズの集約の仕組み、また、民間の倉庫業者や宅配業者などを活用した配送の仕組みが必要で

(3)は、避難所、仮設住宅、災害復興公営住宅、まちづくり協議会などの運営に、必ず女性リーダーを置くことをルール化しておくということです。避難所が土足のままになっている、また、間仕切りが届いているのに積まれたままになっている。間仕切りは阪神・淡路大震災のときは救援物資の段ボールでやむにやまれず手作りをいたしました、今はいい製品ができています。しかしながら、男性リーダーに「うちの地区は、地域はみんな家族みたいなものなので間仕切りは要らない」と言われて、結局置けなかったといったことなども今回ありました。

抜け落ちがちな妊産婦と乳幼児への配慮、食事や清掃のルール。阪神・淡路大震災のときには震災同居による大家族の「嫁」役割が非常に大きく問題化しましたが、この度はそれに加えて避難所の「嫁」役割とでもいうような、食事や清掃が女性だけの当番になっているといったことも散見されました。ペットやごみ捨てのルール、使った生理用ナプキンが黒いごみ袋ではなくて透明のごみ袋で、中に何が入っているか分かったほうが危険ではなくていいんだということで使われていたりといったことも。また、避難所によっては2か月たっても1日2食で、食事内容にも課題がありました。管理栄養士による栄養管理なども必要です。

(4)ですが、発災直後に出勤しなければならない自衛官・警察官・公務員や医師・看護師等専門職をはじめ、仕事と子育て・介護の両立の手立てが必要です。特に郡部では地域の役職を市町村の職員が兼ねていて、地域の方々と一緒に逃げて、24時間の避難所のお世話役になってしまったために、公務員としての出勤ができないといったようなことも見られました。

(5)DV防止対策、性被害予防対策についてはもちろんのことです。

11ページ。(6)広域避難者の問題ですが、総務省の全国避難者情報システムがこの間整備されてきました。阪神・淡路大震災のときは全国の都道府県の広報紙に出していただいて、是非登録してくださいということをお呼びかけせざるを得なかったわけですが、その後システムは整備されてきました。しかしながら、広域避難者の把握自体は進んできているのですが、把握した広域避難者、母子避難などを含めて、それに対してどのように支援をするのかという点では、今、民間が先導して行っていますが、その仕組み化はこれからです。

(7)ボランティアにつきましては、地元の社会福祉協議会にボランティアセンターが立ち上がって、ボランティアには登録してもらって、被災者の希望も聞いて、ボランティアコーディネーターがマッチングをするという、型どおりのマニュアル化の負の側面がこの度は一部で見られました。被災地外社協ボランティアコーディネーターはもとより、内外から中間支援NPOとの積極的連携の仕組みが大切です。

それから、大きい2番ですが、この度の東日本大震災では、自治体間の応援・受援の大規模な展開初めて行われています。兵庫県と県内市町から今日現在も97人が中長期派遣をされています。民間・行政のコラボレーション、協働を進めるためにも、行政の立ち上が

りが全ての基盤になりますので、その意味で自治体間応援と受援の仕組みをきっちり作っておくことが不可欠です。

(1)、応援自治体側から見れば、カウンターパート方式、現地支援本部、また、県と県内市町がチームを組んで応援に入るやり方。被災地自治体ではなくて、兵庫県なら兵庫県の応援自治体側で県がコーディネートをして、県内市町とともにチームで応援に入る。例えば保健師をとりましても、都道府県・政令中核市保健所の保健師が日頃やっている業務と、市町村保健師が日頃やっている業務は違いますので、市町村保健師の役割が必要なところに県保健師が行っても即戦力にならないということもあり、そうしたチームで入っていくことが有効であるといったこと。もちろん、後方支援拠点やロジの物資補給基地の必要などについても、経験から学びました。

また、受援自治体の側からいうと、受援の総括責任者を決めておく、応援職員を含めた指揮命令系統を決めておくことの大切さ。

また、生活保護の担当課が、業務が福祉で近いだらうということで、避難所の運営も所管するといったような分担体制になっていきますと、結果的に窓口には被災者が殺到しますので、窓口業務に追われて避難所の運営に行けない。応援職員だけで避難所にいっているのだけれども、なかなか土地勘などがなくてどうしたらいいかということになりますので、そういう意味で、いざというときの業務分担が特定の課に集中しないようなあり方といったようなことについても、検証していく必要があります。

(2) 災害対応実務というところでいいますと、災害救助法の食事給与単価特別基準適用をすれば、1人1日1,010円を1,500円にすることができるのですが、今回は1,010円を守らなければと、輸送の経費を含めて、ずっと1,010円で我慢されていたといったようなこともありました。そうしたことが「要請主義」の事務手続になっているということについての改善も必要です。

また、2か月経っても1日2食といったことは非常に問題があります。野菜や温かいものを含む1日3食の食事、パンと牛乳だけではない学校給食の充実などのためのノウハウ、これは平時からの業界団体やスーパー、生協、コンビニなどとの協定や、弁当業者のリストアップ、管理栄養士による救援食材や栄養の管理などを普段からやっておかないと回りません。

また、各種法律などの具体の制度的手続きなどについて、被災自治体職員も経験がありませんのでどうしたらいいものかということになります。職員は毎年異動がありますから、災害対応実務の研修を、毎年行っておくということが非常に必要です。

(3) 普段から、地域団体・NPO、企業・職域団体・業界団体等とのコラボレーション、協働と顔見知りの関係を作っておく。特に、民間・行政協働の横断的な女性リーダーの養成とネットワークづくり、ソーシャルキャピタルといった言い方もされますが、電話一本ですぐこの避難所に頼むといったことを頼める民間メンバーとの関係を持っている行政職員と、そうでない職員というのは、できる仕事に非常に大きな差がついてまいります。

(4) 普段からの防災会議や、被災した場合の復興計画策定のための委員会における女性割合の確保も必要です。

12ページをお願いします。(5) ですが、男女共同参画計画に防災・減災、復興を入れる。また、防災計画に男女共同参画を入れる。これは国・県・市町村ともですが、あわせて国・県・市町村における平時からの女性管理・監督職や審議会等の女性委員割合の増加への取組。いざ事が起こってから、「女性の誰それさん来て」と言っても、それまで経験もないのに、役所の中で発言して、上まで言いたいことを通すとはなかなかありませんので、普段からそうしたことをやっておくことが必要です。

また、男女共同参画の視点を入れた防災・減災、復興についての継続的な全庁職員研修をやっておく必要があります。

(6) 被災を経験した職員と応援を経験した職員がこの度非常にたくさん出てきています。そうした職員たちは自分たちの経験を次こそつなげなくてはとみんな思っていますので、そうした職員たちの全国的ネットワーク化と、そこに男女共同参画の視点を入れて、後輩の職員たちに継承していく。そうしたことを毎年やっていくことが大切だろうと思います。

大きい3番ですが、男女共同参画センター(現在、全国342か所)というのは、相談や情報提供を普段から分野横断的に行っています。普通は縦割りなのですが、男女共同参画センターの場合は、子どもの問題もやれば労働の問題、夫との関係の問題や介護の問題もやるというふうに日頃から分野横断的に相談や情報提供を行っておりますし、センターを拠点とした講座修了生や活動グループなどを持っています。また、普段から民間・行政協働の事業の蓄積も持っておりますので、そうした強みを生かした男女共同参画センターの活躍を支援していくということが必要であろうと思います。

あわせて公民館、全国に約1万6,000館ありますので、こうしたところを使った防災・減災学習、そうしたところで使えるような学習プログラムの開発と普及も重要です。今、兵庫県立男女共同参画センターでも、地域別のワークショップを重ねながら「母と子の防災・減災ハンドブック」というのを作っています。子育てはもちろん父も母も一緒にやるのですが、しかし、母子保健というのは特有の問題がありますので、その意味で「母と子の防災・減災ハンドブック」作りをその観点からやるという取組なども進めているところです。

併せて男女共同参画センターのない自治体、特に県レベルなど大きいところで男女共同参画センターがないというところには国からも働きかけていくべきではないか。指定管理や委託の在り方を含めた適切な運営への支援というようなことについては、後ほど桜井さんからお話があるかと思いますが、併せて必要だと思えます。

「(2) 地域団体・NPO、企業・職域団体等における、研修の一環としての防災・減災学習」また「(3) 保育所・幼稚園、小・中・高校、大学等における防災・減災教育」、こういったところで男女共同参画の視点というのを徹底していくということ。

また、(4) ですが、女性リーダーや若者リーダーを含む避難所の運営委員会を、事が

起こってからではなくて普段からやっておく。防災・減災の活動というのをコミュニティ作りとして普段から回しておくということ。兵庫県内の市では「生活防災」といったことを掲げて取り組んでいる地区などもあります。そうした普段からの取組が必要であるということ。

あわせて大きい4番ですが、現在の法体系の中では、災害弔慰金や災害障害見舞金において、女性たちに多い「主たる生計維持者でない者」は支給額が「主たる生計維持者」の半額であるといった法制度の問題などもありますので、そうした残された法制度の課題などについても取り組んでいくことが必要であろうと思います。

時間の関係で省略しましたが、あとは質疑ということで、適宜意見交換をさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

実態をリアルに語っていただきましたが、御意見、質問等々がありますでしょうか。

再度顕在化した課題、今、6ページにいろいろまとめておられました。やはり避難所等々のいわゆる女性役割、これは阪神・淡路大震災よりも今回の方がさらに大きく顕在化、かつ拡大しているということなのですか。

○清原氏 阪神・淡路大震災のときには、東の大阪市、西の姫路市というのはほぼ無傷だったのです。ですから、そうしたところを拠点として非常に多くの、1年間で138万人のボランティアの方々も、交通の便もよかったということもあって来られました。ところが、今回、これほど広域でという中で、外からの支援というのが直後非常に厳しかったということなどもあるのですが、避難所における「嫁」役割というのは、阪神・淡路よりこの度のほうが顕在化していたと思います。

○鹿嶋会長 避難所のリーダーはその辺でリーダーシップを発揮してうまく、何度もここで指摘されている男女共同参画の視点で、そのあたりを差配できないのかなどということは余りなかったのですかね。

○清原氏 それはなかなか難しく、仮設トイレなども、今回、阪神・淡路大震災と非常に大きく違ったのは、17年前は下水道整備がその分進んでいなかったということもあって、全国にバキュームカーがまだまだあったのです。ところが、全国で下水道整備が進んだために、バキュームカーがない。だから、兵庫県だけでも800の仮設トイレを直ちに送ったりしましたし、全国からも送られたのですが、バキュームカーが足りないので一旦いっぱいになってしまうと、結局トイレが使えないということになってしまうといったような、非常に新しい問題が逆に起こっていました。

地域の名望家の方などが、木でトイレを手作りして下さったのだけれども、やはり地域の偉い方なので、中から鍵が閉まらないのを閉まるようにしてほしいとか、男女別にしてほしいとかなかなか言えないということでしたので、県外から応援に行った職員が言って直してもらったといったことなどもあります。普段から女性たちが本当に困っていること

などについてきっちり物を言っていく、子どもたちの問題についてきっちり物を言っていくといったようなことがなされていないと、災害のときだけきちっと意見を言っていくということにはなかなかならない。男性リーダーに、「いや、うちの避難所は、仕切りはもう置かないんだ」と言われたら、阪神・淡路大震災のときにはのどから手が出るほど欲しくてもなかった仕切りがこちらにせっかく積み上げられているのに、それが使われていないといったことなどもありましたやはり一人ひとりにそうしたことを前もって周知しておくということは難しくても、それぞれの避難所で女性たちが、最近では夫とも、お父さんとも同じ部屋で寝ていないのに、思春期の女性たちも含めて、よそのおじさんと一緒には寝られないということをその場で言えることが必要であろうと思います。

○鹿嶋会長 ほかの方で質問等々あれば、どうぞ。

○畠中委員 阪神・淡路大震災等の御経験に基づく取組の課題等の御説明でして、清原さんもおっしゃるとおり、ここにも書いてあるように、要するに、いざというときになかなか動けないのですよ。ここに「日頃からやっていないことは、いざというときもできない」と、そのとおりだと思います。

それで、ちょっと聞きますけれども、清原さんのところの財団法人では日頃の訓練などはやっておられるのですか。例えば1年に1回こういうことについて実施の訓練をすとか、そういうことはやっておられるのですか。もしやっておられるならその訓練を踏まえた課題というのは何かあるかどうか、お伺いしたい。

○清原氏 私どもの研究機構では、阪神・淡路大震災を機に国と兵庫県が一緒になって立ち上げました「人と防災未来センター」、「こころのケアセンター」、あるいは「学術交流センター」を持っておりますので、特に人と防災未来センターやこころのケアセンターなどでは、全国の職員たちの職員研修ですとか、あわせてトップ、首長の研修ですね。これは出かけて行って首長さんたちに、いざというときの首長のリーダーシップというのは非常に大きいものですから、その首長さんたちの研修を行うといったようなことを精力的に行っています。

人と防災未来センターで知り合った職員同士が今回もネットワークを組んで、そこで知り合ったメンバーのいる市に、関西からも重点的に入っていったことなどもありますので、そうした研修を行っていくということが非常に必要だろうと思います。

ただ、やはり男女共同参画という視点に特化した、例えば内閣府男女共同参画局と共催の研修といったようなことを、今後更に強化していく必要があるだろうと思います。

○鹿嶋会長 人と防災未来センターの研修というのは、男女共同参画の視点というのは余り期待できないのですか。

○清原氏 全体をやっておりますので、いろいろなことがその中には入ってきます。ただ、防災部局の職員が来ることが多いですから、防災部局そのものに男女共同参画部局の職員と日頃から連携をとって一緒にやっていくような徹底はこれからの課題です。その意味では、そこに特化した研修を部局に関わらず職員を集めてやっていくといったことも、今後

更に強化していく必要があるのではないかと思います。

それと、先ほど畠中先生がおっしゃった今後の課題なのですが、行政職員の研修一つとっても、避難所の運営一つとっても、男女共同参画の視点は大事ですねということには誰も反対しないのです。それを具体的にどうやっていくのかという具体的なところ、特に行政職員でいいますと、一般的に男女共同参画が重要だということが分かっていますが、それが具体的な災害対応実務の中でどう出てくるのかというところにつながらないということがあります。

災害時には、実務をやっている職員は本当に目の前のことで手いっぱい、男女共同参画の研修をやってはいても、抽象的なレベルの男女共同参画の大事さみたいところで終わっていると、なかなか目の前のことと結びつきません。その意味で具体的実務レベルの、これは行政・民間含めてですが、特に行政職員については、毎年、具体的な災害対応実務レベルでの研修をやっていくということが必要だろうと思います。いろいろな法制度というのは毎年変わっていきますから、10年前に研修を受けましたというのではだめということもあります。

災害のとき、行政職員は何をやっているのだろうと思われる場合も多いかもしれませんが、非常に煩雑な災害対応実務、書類作りがたくさんあります。そこに追われていて、実際の避難所に行けないといったことは大変多くありますので、そうした災害対応実務の手続きの改善と併せて、災害対応実務の中に男女共同参画を取り入れていくことが非常に必要かと思えます。

○鹿嶋会長 12ページに、私が先ほど質問しようとしたこと、今、おっしゃったことが書いてありますね。「男女共同参画の視点を入れた防災・減災、復興についての継続的全庁職員研修」とあるのですね。だから、ここで一体何をやっているのかなど。男女共同参画の視点といってもかなり広範囲に渡ります。それで、最低これだけはといったものを必ず入れるということとすれば、さっき言ったような嫁役割といったような現象が出たとき、行政職員がうまく指導できるということだけ徹底したってかなり違ってきますね。

○清原氏 やはり最低限やらなければならないことというのがありますが、例えば各自治体の意思決定の場である災害対策本部や復興対策本部に、必ず物を言える女性職員が入るということです。今回もまちづくり協議会が開かれて各地で高台移転などへ向けて話し合いが行われていますけれども、なかなか女性たちが遠慮して物が言えないということがありますので、避難所、仮設住宅、災害復興公営住宅、まちづくり協議会などにはルールとして、必ず女性は3割なら3割入って下さいとか、必ず男女2人ずつ複数の避難所リーダーを決めてくださいとルール化しておくといった、意思決定の場に物が言える女性が入っておくことは最低限必要です。

あわせて、先ほど申し上げましたような避難所が土足になっているということに、私は正直言って非常に衝撃を受けました。阪神・淡路大震災以降の発信の不足を大変強く感じました。そのためにせき込んだり呼吸器系の様々な問題を抱えたりといったようなことが

たくさんありました。今、男女共同参画局でマニュアル化をしておられますけれども、そういう意味で避難所ルールの最低限のこと、まずは土足にしないでください、それから女性のためのスペースを作ってください、仮設トイレは男女別にしてください、こうした最低限のルールを作っておいて、繰り返し周知徹底していくということが必要だろうと思います。

○鹿嶋会長 物を言える女性職員を入れるという理屈はよく分かるのですが、そういう方はいるのですか。物を言えるということは肩書が必要だし、専門知識も必要だし、清原さんは物が言える女性の一人でしょうけれども、そういう方はいるのでしょうか。

○清原氏 阪神・淡路大震災の当時と比べると、全国の自治体で非常に女性管理・監督職も増えてきておりますので、格段に進んできていると思います。

そうは言いながら、なかなか女性管理・監督職が点で存在しているということもありますので、そういった女性管理・監督職を一堂に集めたワークショップですとか、直球だけではなく場合によっては2歩進んで1歩下がる様々な具体的なやり方とか、実際に予算化するときにはこういったやり方があるとか、そういったことを共有していくような場を持つことが必要だと思います。女性職員たちも、孤立してしまうとなかなか物が言えませんので、孤立せずに、自分のところの役所にはいないけれども隣の役所にはいるとか、県にはいるとかということであれば、市町村の女性管理・監督職なども非常に心強いですから、そういった場を内閣府の男女共同参画局や都道府県の男女共同参画担当課が用意していくことが必要だろうと思います。

○鹿嶋会長 ほかに質問ありませんか。廣岡先生はどうですか。

○廣岡委員 地方自治体の男女共同参画推進委員会とか、そういうのに幾つ関わってまして、そこで最近は防災関係が随分テーマになるのです。そこでの経験、感じていることを踏まえて申し上げますが、一つは日頃から地域社会が、町内会、自治会が男女共同参画の実質を持っていないと、そこで女性が大いに活躍していないとやはりだめなのだなとつくづく思います。

それから、もう一つ、推進委員会みたいところで女の人からよく出てくる発言なのですが、女性が守られる弱い人たちだという発想がちょっと強過ぎるような感じがするのです。実際、災害が起こったらある局面では男も女もないのだと思うのです。そういう面で、被災者の女性も、自分の力で自分を守って大いに頑張っていくんだという発想が、何かちょっと欠けているような気がしまして、そこはいつも不満に感じる場所です。

それから、もう一つは、女性センターは、本当は結構重要な役目があるのだろうと思います。日頃から特に地域のキーパーソンになるような女性を育成していくといいですか、活躍の場を作っておいて、いざ災害が発生したときにそういう人たちが大いに活躍なさるとか。ところが、女性センターの職員の方たちが、いざ災害が起こったときに自分たちはどんな役目を果たすべきなのだろうかということについて、問題意識がやや欠けるようなところがあるのではないかと日頃から感じています。

それで、全部についてそれぞれお伺いしたいところもあるのですが、特に女性センターがどんな役目を果たすべきなのかなというところで、お考えがございましたら聞かせていただきたいと思います。

○清原氏 1点目につきましては、まさしく自治会ですとか子ども会ですとかそういったアソシエーション型でない地縁型の組織というのが災害のときにはとても重要ですので、NPOのようなアソシエーション型と地縁型の組織が両方回っていくということがどうしても必要になります。そのために講演をやって男女共同参画は大事ですと言ってもなかなか進みませんので、日頃から両者が一緒に協働した事業などをやって、顔見知りになっておくことが必要だろうと思います。

一方で、高齢化が非常に進んでくる中で、また、限界集落なども進んできている中で、兵庫県などでも消防団の女性の割合は増えてきているのです。これは高齢化しているのでもやむをえず増えてきている面でもあるのですが、女性たちがそうしたところで一緒に活動をし、意思決定の場に関与していく経験をするということを、具体の事業をやっていく中で広めていくということが要るのかなと思います。

2点目については、まさしくそのことこそが非常に重要なことで、妊産婦さんなどのような特別な配慮を必要とする方はもちろんあるのですが、女性というのがイコール要援護者の範ちゅうの中に入っている書類というのも結構これまではありました。そうではなくて、要援護者への支援と違う文脈の問題として男女共同参画、女性たちが災害対策、復興、予防も含めて担っていくんだという視点というのが必要だということは、この7月31日に出された防災対策推進検討会議最終報告でも議論になって、そこでその2つを明確に分けた報告が出されました。

3点目につきましては、ちょっと時間の関係で恐らく桜井さんのお話に出てくると思いますので、その後ででもまた。

○廣岡委員 2点目の、推進委員会のようなところに出てこられる女性たち、特に比較的年齢の高い女性たちは圧倒的に自分たちを要援護者みたいに、そんな発言をなさることが多い感じがします。ちょっと偏見かもしれませんが。

男女共同参画ということを考えると、そこはやはり女性も男性と一緒にどんどんやっていくんだというところがなければならぬと思うのです。ちょっと感じたことでした。

○清原氏 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして桜井さん、今の議論も含めて答えてほしいということもありましたので、まず、お話をお聞きまして、また議論をしたいと思っています。では、桜井さん、よろしくお祈りします。

○桜井氏 全国女性会館協議会理事長の桜井です。よろしくお祈りいたします。それでは、レジュメに沿ってお話ししたいと思います。

本日は、災害・防災における男女共同参画センターの役割や位置づけについて、全国女

性会館協議会が昨年、今年と実施したセンターの調査結果などを踏まえてお話しさせていただきます。

タイトルに「男女共同参画センター等」と書いてございますが、これは男女共同参画センターだけでなく、女性センター、婦人会館など、つまり女性関連施設のことを一応「等」ということで表記しました。

まず、男女共同参画センター、女性センター等の概要なのですが、これは国立女性教育会館のデータベースから今年3月時点でとったデータです。

まず左側「1 男女共同参画センター／女性センターの概要」の運営形態なのですが、公設公営、これは直営のものです。例えば東京ウィメンズプラザとか、埼玉県男女共同参画推進センター、それから、兵庫県もこれに当たります。これが約6割。

それから、公設民営、つまり財団やNPOが指定管理者になっているというようなもので、例えば横浜市男女共同参画センター、これは指定管理者が公益財団。それから、松下委員のところに静岡市女性会館もこの公設民営というところに当たります、指定管理者がNPO法人男女共同参画フォーラムしずおか。こういう形態のものが27%、約3割。

そして、民設民営というのは民間で設立された、歴史が古いのが特徴なのですが、例えば婦選会館とか主婦会館、日本女性学習財団などがこれに当たります、日本では民間で作って民間が運営しているというのは1割を切る、9%しかない。これが大体の全体像です。全体の9割が地方公共団体によって設置されたものであるということが、災害対応でも大きな影響がありまして、これは後ほど触れます。

次でございますが、全国女性会館協議会は、北海道から沖縄まで90のセンターで構成してございます。様々な研修などを実施しておりまして、災害関係でも今年度はいろいろ出前講座をしたり、募金をしたり、そしてその募金で被災地にある男女共同参画センターの事業を支援するというのもいたしました。それから、全国大会というのをやっております、佐村局長にも今度お出まします。毎年男女共同参画局の局長には来ていただいております。

それから、次のページでございますが、いよいよ中身に入ります。調査結果の概要ということで3つ、この間調査をいたしました。2011年8月に会員館88を対象に質問紙による調査を実施しました。

その結果が、内閣府と一緒に作らせていただいた資料で、「災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書」と出てございます。こちらが内閣府と全国女性会館協議会と公益法人横浜市男女共同参画推進協会の3者で実施した調査報告書でございます。こちらの101ページ～127ページに調査結果が書いてございます。それを見ますと、3月11日に東日本大震災があって、その後、これは8月に調査を実施しましたが、その間、男女共同参画センター、被災地にあるセンターも被災地でないセンターもどのような活動をしたのか、事業ができたのか、できなかったのかを含めて調査したものでございます。

これまでは大震災に関して地域のボランティアセンターとか社会福祉協議会の活動ぶり

が広く伝えられることはあっても、男女共同参画センターがどんな活動をしたかというのはなかなか伝わってきませんでした。今回、ようやく男女共同参画センターがこんなことをやりましたということが随分表面に出てくるようになりまして、例えばNHKの「視点・論点」に男女共同参画センター関係者が震災に関して2度も登場するということもございました。

2つ目の調査でございますが、これは昨年も8月に実施しましたが、今年も9月に同じように質問紙による調査を実施しまして、その質問用紙が別紙1でございます。後で御覧いただければと思います。

それから、3つ目の調査については、内閣府と御一緒に横浜市男女共同参画推進協会が実施した調査でございます。昨年の7月から9月にかけて被災地にある男女共同参画センターを中心に、発災してからどういう動きをしたのか、何ができて何ができなかったかというのをインタビュー調査した結果でございます。これらを踏まえて、今から内容を御説明したいと思います。

5ページでございますが、これまでに男女共同参画センターが実施した活動事業についてということで、上の青い棒が今年度、下の赤い棒が昨年の調査結果を踏まえたものです。

一つ注意なのですが、今年は9月に実施しており、この回収結果が9月20日までのものでございます。ですから、約90の回収結果ではなく3分の2の60の回収結果となっており、中間報告として捉えていただければと思います。全部回収したところで内閣府にはデータを送らせていただこうと思います。

内容をちょっと御紹介しますと、「募金」についてはどれくらいの男女共同参画センターが被災地支援の募金をしたかという点、昨年は63%が実施しておりまして、今年も引き続き65%のセンターが募金を行っています。

それから「震災・防災と女性」に関するセミナーなどは今年の方が昨年より実施するセンターが増えているという状況です。ですから、男女共同参画センターは、災害・防災について今回本当に積極的に、真剣に対応するようになってきたと思っています。

それから、全国女性会館協議会でも募金を実施しました。昨年度は300万円を超える募金を集めて、それを原資に被災女性を支援している女性センターに事業をするときの助成金として出しました。国からもいろいろ来たりするけれども、ちょっと使いにくいといいますが、柔軟でないところがあって、少額ですけども使い勝手のいい助成金ということで実施しました。

図表のうち青い棒しかないものは、今年度選択して付け加えたものです。このうち「内閣府被災地女性相談窓口」というのがございます。ここへ全国の男女共同参画センターの相談員を派遣するという要請が内閣府からありまして、全国女性会館協議会に協力依頼がございましたので、全国の男女共同参画センターから派遣をいたしました。

先ほど清原さんがおっしゃったように、自治体職員はルールを決めたりとかカウンターパートを決めたりして、かなり自治体間の協力体制というのでできているのですが、男女

共同参画センターというのはそういうネットワークがこれまで全くなかったのです。そこで、今回、内閣府からのこういう呼びかけに応じて参加することによって協力し合うネットワーク、若しくはいつ自分のところが被災地になるか分かりませんので、そういう協力し合うネットワークを作っていきたいということ。

それから、今、被災地にいなくても、被災地の女性相談を経験することによって、それは自分のところに返って大変大きな蓄積になるということもございます。現在も継続中でありまして、次年度も是非内閣府でこの事業を継続していただければと思っております。

6ページでございます。東日本大震災をきっかけに、事業や施設管理を見直しましたかと聞いたところ、何らかの見直しをしたというのが3分の2、特に見直しをしたところはないというところが3分の1。

見直したところをそれぞれ聞きますと、事業の在り方を見直したところが5割。施設管理のあり方等を見直したところが38%。その詳細については、何を見直したのかということがここに書いてございます。

7ページです。「災害・防災における男女共同参画センター等の現在／今後の位置づけ」ということを聞きました。つまり、その地域の防災計画の中にきちんと位置づけられているかとか、そういう位置づけについて聞いてございます。

現在の位置づけについて、防災計画に明記されているというのが15%、これは私の感覚ではちょっと多い、地域の防災計画にほとんど位置づけられていないのが現状ではないかと思っていたのですが、15%の施設についてはその地域の防災計画の中に何らかの形で位置づけられているということです。

それから、更に何らかの位置づけがされるほうに、今、調整が進んでいるというのが15%。それから、特に位置づけられていないというのが70%。

横長の別紙2を御覧いただきたいと思えます。こちらが地方公共団体の防災計画等に女性センターがどのように位置づけられているかが明記されていると回答したところについてまとめたものがございます。「掲載不可」というのは、こちらは内閣府や文科省にこのデータを出すことについてちょっとためらうという記述があったところがございます。

ここを見ますと、男女共同参画課が所管して地域の防災計画に位置づけられているというところもありますし、防災対策室であったり、環境本部、危機管理などをやっているところではないかと思えますが、男女共同参画課以外の部署が所管しまして位置づけるようになったというところもございます。「記載されている計画名」というのも左から2つ目に書いてございますので、後から御覧いただきたいと思えます。

そして、次のページが、位置づけがまだ明記されていないが、所管との間で確認ができている（調整が進んでいる）というのが、次のページの10か所です。これも後ほど見ていただければと思えます。

しかし、今、全体で見ますと、約7割が特に位置づけられていないということでございます。この位置づけられていないことの問題点は、清原さんのお話で、そこに首長に物を

言える人がいればいいというけれども、なかなかそうはいかないものです。やはり防災計画の中にしっかり位置づけられることによって、発災したときに情報が入ってくる、物資も届くということがあります。そこに位置づけられていないときには、「どうしよう」から始まるわけです。どのような施設としてそこを位置づけるのか、あるいは放っておかれるのかということも今回の調査で大変よく分かりました。ですから、このところは、後ほどもう一度触れますけれども、是非地域の防災計画の中にしっかり位置づけておくということがこれからは本当に大事になってくるのではないかと思います。

別紙2の3ページでございますが「設問4」、今後、どのように位置づけられていくことが望ましいかということで、自由記述で回答していただきました。全国の男女共同参画センターは大変積極的で、役割を果たそうという意欲がここからは感じられます。後でお時間のあるときに見ていただければと思います。

それから、パワーポイントの資料の次のページに行きたいと思います。4-（1）「災害時における男女共同参画センター等の役割調査（インタビュー調査）の結果の概要」ということで、こちらが内閣府と御一緒にさせていただいた分厚い調査報告の主な部分を占めるところでございます。この目次を見ていただきますと、インタビュー調査をしたセンターはそこにあります13のセンターでございます。主に被災地にある男女共同参画センターに発災後半年以内に何ができて何ができなかったのか、どういう活動を実際になさったのかということ、横浜の職員と内閣府のスタッフと一緒にインタビューをしてきました。

その結果をまとめましたものが、この冊子には入っていないのですが、私どものほうでまとめたのが、別紙2の後にございますこちらの資料でございます。「災害時における男女共同参画センターの活動と役割」ということで、それをまとめたのがパワーポイントの4-（1）でございます。

震災があると男女共同参画センターはどうなるかという、まず、やらなければならないことが「利用者の安全確保、避難誘導」、これがなかなか難しい。なぜかといいますと、職員はシフト体制なのです。夜間まで開いているところが多いので、シフト体制を組みます。ですから、場合によっては非常勤の職員しかいないということも少なくないのです。そういうときに、必ずしも管理職がいるわけでもないし、そういうシフト勤務の中で情報とか交通手段が断ち切られるその中で、どのように動いていくのか。職員が安全に来館者を避難誘導させるのかということは、大変難しい問題でございます。

こういうことも踏まえたら、ぜひ訓練といいますか、研修をやっておかないと、しかも、大きな会社ですとか昼間だけやっている行政機関と違いまして、夜間もやっているシフト勤務。男女共同参画センターの職員というのは非常勤職員が大変多うございます。ですから、そういう人たちだけでもきちんと判断できるという力をつけておくというのが大変重要かなと思いました。

それから、この冊子の2ページ目になりますが「センター閉館中も各所で多様な被災者

支援」というものが行われました。被災地にあるセンターは、どこも一定期間閉館せざるを得なかったということがありますので、すぐにそこを使って何かということではなかったです。

右側に再開日を書いてございますが、センター開館まで1か月以上かかる場所が多かった。この間どうしていたかといいますと、例えば福島の男女共同参画センターは、これは本当にびっくりということなのですが、放射能の除染をする施設に位置づけられていました。倉庫に位置づけられたりとか。ですから、男女共同参画センターが発災時に何をするとするか、何をするのが一番いいのか、本来の役割が果たせるのかということをしきりと位置づけておかないと、本当にそのときに思いついたといたら申し訳ないですけども、「では、そこに荷物を置きましょう」とかいったことにもなってしまいます。それももちろん大事なのですが、そうなるとう職員はせっかく男女共同参画の視点を持って相談業務をやったり情報提供をやったりしているにもかかわらず、これまでやってきた蓄積をそこで生かせない。こういう言い方は悪いですけども、非効率というか、そういう動き方をせざるを得なくなってしまうのではないかと思います。

それから、次に「顕在化しにくい女性のニーズに応える被災者支援」ということですが、もりおか女性センターにデリバリーケアというものがございまして、これは避難所全体にぼんと多量の荷物を置いていくのではなく、被災者一人ひとりのニーズにこたえて物資を届けるというものです。赤ちゃんも哺乳瓶が来たといっても、皆さん御存じのように、男性の方は御存じないかもしれないけれども、月齢によって吸い口の大きさが違うのです。そういうことにお母さんたちは本当に困ってしまうのです。ある避難所では男性のリーダーが、「必要な方は取りに来てください」と言って、生理用のナプキンを自ら手で配っているということもありました。そうすると、これは「顕在化しにくい女性のニーズに応える被災者支援」というのは脆弱性ということではなくて、むしろ人権問題、健康問題として捉えるべきだろう。女性の人権を守るというところで、やはり女性に特化したというとおかしいですけども、そういう支援が必要なのではないかと考えています。

もう時間が来てしまったので、資料は後で御覧いただければと思いますが、最後、結論に行きます。

4－(2)「災害時における男女共同参画センター等の役割調査から見えてきたこと」ということで、「災害時に積極的に活動できた男女共同参画センター等の3条件」というものがありました。

それは「設置者に対してセンターの主体性が確保できていた」こと。つまり、地方公共団体が所管ですが、そこに対して「現場で今、これが必要、私たちはこれをやる必要があるのだ」ということで積極的に物を言って、清原さんみたいな人がいらっしやる場所はよかったかなと思ったのです。設置者に対してそのようなセンターの主体性が確保されていたところについては大変いい活躍ができた。

それから「センター職員の判断力が培われていた」ということです。先ほど言いました

ようにシフト勤務ですから、そこにいる人たちがしっかり判断できなければならない。そのための研修をやっていたり、具体の避難訓練をやっていたところというのは大変よく動けた。

もう一つ大事なことは「地域の社会資源との連携・協働の蓄積があった」ということです。例えば情報を一つ得るにしても、こういうときは所管から必ずしも十分な情報が入ってくるとは限らないのです。これまで関係のあったマスコミの情報が直に入ってくるとか、自分たちのネットワークで草の根のグループから情報を得たりとか、これまでお付き合いのあったミニコミ誌、マスコミの機関からの情報を得たりとか、そういう地域の社会資源との連携・協働の蓄積があったというところについては大変よく動けていたということがあります。

「そのために、平時に実施しておくべきこと」ということで、これしかない。「センター自体のキャパシティ・ビルディング（組織基盤の強化）」ということで、設置者との関係をどういうふうにしていくのか、調整を進めていく。ここでやはり男女共同参画センターを防災計画の中でしっかり位置づけて、そういう関係を作っておくということが必要。それから「センター職員のパワーアップ」。これには研修が絶対必要だと思います。

それから、「地域の社会資源との連携強化」。

「ジェンダー視点からのコミュニティ開発事業の開発・実施」ということでは、結局平時にできていないことは緊急のときに何もできないんだというのがよく分かかっていて、避難所に男性リーダーしかいなかったということ、女性のニーズに十分に応えるような支援にならなかったということについては、平時からそこができていなかったということにほかならないわけです。やはりコミュニティ開発というか、ジェンダーの視点での地域のあり方について、もう一回事業をやり直すというか、政策をやり直す必要があるのではないかと思います。

このときには、既存の自治会、町内会、商店会などへのアプローチ、これも絶対欠かせなくて、例えば横浜などはこれを踏まえて昨年調査をして今年度実施に移しましたが、老人会と一緒に研修をやっていくとか、そういうことを始めました。

最後ですが、「災害・防災における男女共同参画センター等の役割・位置づけについて」は、繰り返しになりますが「災害時における男女共同参画センター等の役割・位置づけの明確化」ということで、男女共同参画センターが、平時において日常的に実施している相談、情報提供、就業支援等を通じて女性のエンパワーメント支援、男女共同参画推進を災害時にこそ実施できるように、男女共同参画センター等の災害時における役割・位置づけを明確にしておく必要がある。次に「防災計画等行政施策における男女共同参画センター等の位置づけの明確化」ということで、国や地方公共団体の防災計画の中に、災害時における男女共同参画センター等、これは施設、機能、人材、こういったことを明確に位置づけておく必要がある。これしかないかなと思っているのです。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、報告を終わります。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

防災計画に位置づけられて、物を言える女性がいて、センター職員が主体的に行動、判断できる能力があるということ。なかなか全部難しいことかなと思いつつ聞いていましたが、でも、そうなのでしょうね。

松下委員、どうですか。

○松下委員 本当に先ほどの清原さんのお話も桜井さんのお話も、日頃感じていることを的確に言っていただけてありがたく思います。

私も災害防災における男女共同参画センターの役割・位置づけについては日頃から感じることがありまして、今、静岡市の防災会議の委員になっているので、もっと積極的に発言していかなくてはいけないと思っています。

桜井さんにお尋ねしたいのですけれども、横浜市の計画などは最初の基本理念のところから男女共同参画という言葉も入っていて、是非静岡市にもそのことを伝えたいと思っているのですけれども、そういう計画になったいきさつや、何か働きかけがございましたのでしょうか。

○桜井氏 これは、阪神・淡路大震災があった後、男女共同参画課の職員といいますか、管理職が大変頑張りました。それから、今回につきましては、男女共同参画センターも所管と一緒に防災、危機管理の所管に物を言っていかななくてはならなくて、それは男女共同参画センターだけではできないわけです。ですから、庁内の関係部署と連携して、所管のところにしっかり位置づけてほしいということを行いました。

しかし、男女共同参画の視点は入ったものの、男女共同参画の位置づけについては別紙2の1ページ目にございますように、「災害時の補完施設（あらかじめ災害時における用途を特定せず、柔軟に活用する施設）」とまでしか言っていないのです。被災者の相談事業については「被災者の生活援護として生活相談を実施」する施設であるということは位置づけられました。

しかし、補完施設とだけでも位置づけられたほうが良いというのは、これに位置づけられることによって、物資が来るルートに入るということです。それから、情報が所管から直接来るということがメリットとして挙げられます。具体には帰宅困難者の滞留施設ということにはきちんと位置づけられているのです。ですから、男女共同参画センター横浜、横浜南は新たにセンターに倉庫を設置しまして、発災したときに必要な、基本的な水ですとか毛布ですとか生理用品ですとか、そういったものをそこに今年4月から置くようになりました。これは補完施設として位置づけられたことによって初めて実現できたことにございます。そうしないと人は来てしまっても情報も物も何もないという状況からスタートしなければならなくて、大変厳しいかなと思います。

○鹿嶋会長 畠中委員、どうぞ。

○畠中委員 ちょっと1点、質問です。2ページのところに運営形態と設置者の表がありますけれども、それぞれのセンターの規模は大体どのぐらいですか。大きなところと小さ

なところがあると思いますが、大きなところは何人ぐらい、小さなところは何人ぐらいと、分かれば教えてください。

○桜井氏 大きなところは40人ぐらいいるところもあります。延床面積が9,000平米というところもありますし、小さいところは50平米、60平米で職員も非常勤の職員が1人～2人というようなところもありまして、本当に多様なのです。

ですから、スペースを位置づけることができないのであれば、そこで果たすべき機能について、発災した場合にはこういうことを男女共同参画センターではやる、あるいは職員はこういうふうな動きをするということを位置づけて、ソフトの部分を位置づけておいていただくだけでも大分違うかなと思っています。

○畠中委員 私がお聞きしたかったのは人数で、人数によってその市町村のセンターに対する期待が大体分かるのです。そういう意味でお聞きしたのです。

○二宮委員 清原さん、桜井さん、ありがとうございます。

まずは7ページのところで、防災計画等に位置づけがあるのかでそれとの関係で、2ページの運営形態とかの絡みでいうと、ここに上がっているものとか、もし区分が明確にできるのであれば情報を教えていただきたいというのが1点目です。

それと、きちんと日頃からネットワークを作っていくことが大切だと、先ほどの話から上がってきていますけれども、その際に、結局、社会に男女共同参画の視点を定着させるという意味でいうと、今後の担い手としても大学、いわゆる学生とかとの取組・連携というのも重要になっていくと思うのですけれども、兵庫とか女性会館とか含めて何か事例とかがあれば教えていただきたいというのが2点目です。

○桜井氏 まず、一つ目ですが、別紙2を御覧いただきまして、直営のところは上の滋賀県立男女共同参画センター、島根県立、これは直営でございます。それから、静岡市女性会館と大田区、横浜につきましては公設民営という2つ目のパターンでございます。指定管理者が指定管理を担っているところです。次のページも、埼玉県は直営です。盛岡は2番目のパターン、公設民営。京都府も公設民営で、財団がやっております。あとは全部公設民営で、財団ですとかNPOが管理運営を担っているところでございます。

大学につきましては、まだ十分にネットワークができていうわけでは今のところはございません。ですけれども、逆にもりおか女性センターなどはボランティアに入る女子学生にこういうことを気をつけるようにと、入るときの心構えとか、性被害に遭わないようにですとか、そういう研修はやってございます。ですけれども、その部分は御指摘のとおりまだまだこれからかなと思っています。

今回、地域にあるNPOや草の根の団体、相談などをやっているグループとか、そういったところと、養護の先生たちのグループ、看護師や助産師の団体とか、そういったところとの連携が大変よく機能したかなと思っています。

○鹿嶋会長 桜井さん、どうもありがとうございます。

それでは、次に竹之下さんから御意見を伺いたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○竹之下氏 よろしく願いいたします。竹之下雅代と申します。

資料4でレジュメと、私どもが所属しておりますウィメンズカウンセリング京都で今年の1月に発行しましたWCKニュースの記事を資料として添えさせていただきます。

内閣府で実施されました「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業報告書」が9月に出版されたばかりなのですが、この事業にフェミニストカウンセリング学会が相談員を派遣いたしました。私の今回のミッションは、被災者の方の声をお届けし、私の分析いたしましたことを皆さんに御報告するということになっております。

この報告書の事業概要、ページ数でいうと3ページです。この事業につきましては、皆さん御承知かと思いますが、平成24年2月11日から3月31日までの間に岩手県に4か所、宮城県に5か所、福島県に2か所、計11か所の臨時相談窓口を開設し、集中的に相談を受け付けました。ここの目的、事業の背景というところにありますように、前年の平成23年5月10日から岩手県において相談窓口情報を取りまとめて開始され、電話相談、面接相談、研修に関わったり同行したりという事業からの報告ということになります。

平成24年4月1日以降も被災地3県での相談を継続しております。この報告書は3月までのものの報告ということで内閣府から出されているものです。

では、レジュメに沿ってお話をしていきます。

「震災当夜の電話相談」と書いています。この被災地の事業のちょうど1年前です。2011年の2月～3月は内閣府配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業、パープルダイヤルで24時間48日間のホットラインを担当しておりました。震災当夜、3月11日の夜の勤務にちょうど私はついておまして、災害に関する声を聞いたということです。被災地以外に住む方たちから、「真っ黒な津波の映像を見て過去の性被害の衝撃を思い起こしてパニックになってしまった」、それから、被災地の方で「今停電が起こっていて、携帯で電話をしているのだけれども、真っ暗な中で非常に不安で自分の過去のトラウマ被害のことを思い出している」という電話もありました。

このように、震災は過去にトラウマ体験を抱えた方たちにとっては、過去のことを想起させる症状を引き起こすものだったということを改めてこの日に実感しました。特に性被害を経験した方にとっては恐怖と苦痛の状態が起こったわけで、このパープルダイヤルが不安な夜を支えたという意義もあったということです。

今回、被災地に派遣され、電話相談、面接相談等の事業に関わった中から見えてきたことを御報告します。特に、乳幼児、高齢者、障害を持った方、もともと御自分の体調が悪い、病気を抱えている、精神的な疾患を持っている方たちにとっても大きなダメージを与えたということです。それに加えて、その方たちの家族である女性たちの上に、そのストレスが大きいのしかかっているということを聞きました。

他方、「家族の絆」という言葉が非常にマスコミやいろいろなところでうたわれました。家族を持たない人や家族と疎遠になっている人、御自分が虐待の被害を受けて孤立を感じ

ておられる方にとっては、「家族の絆」という言葉にダメージを受け、心身の不調や、生きる意欲を失っているという影響もあったということです。

それまでも多少問題のあった夫との関係や家族との関係が、震災を機会ににっちもさっちもいなくなっていて、女性の方に問題がのしかかるということもあります。例えば女性の気働きは当然だとおっしゃるわけです。その気働きは度を越してはいけないし少なくともいけないのです。自分が母親として被災をして避難をした方のお話でしたが、ここでは娘の嫁ぎ先に身を寄せているけれども、小さくなって小さくなって過ごしていなくてはいけないんだという声もありました。男性は、娘の実家との付き合いというのはほどほどというか少なめでよくて、自分の実家に対するほど丁寧に付き合う必要はないのだと、不文律というかそういう法則があるかのように、当然のようにされる声をよく聞きました。

それから、平常時でもカウンセラーとして女性の役割、性別役割分担の重荷が女性にのしかかっているという、ジェンダー問題に取り組んでいるわけですがけれども、本当に大変なときに、被災のストレスの上に二重三重に無力感とか自責感とか、自分が至らないのだとか自分がうまくできないという悩みが聞かれることも多くありました。

「大したことはない」という言葉も非常に多く聞かれました。「悩みがあります」とお話しされる中で、震災の相談なので「被災のほうはどうでしたか」とか「被害はどうでしたか」とちょっとお聞きすると「大したことはないんです」とおっしゃるのだけれども、高齢の女性の方でその言葉の後に続くものは、例えば津波の被害で流されはしなかったけれども、その夜に避難所で不安な夜を過ごしたということでした。そこでよくよくまた聞いていくと、1年経った頃ですけれども、今も夜寝ていて避難所で寝たときの不安、避難所に自分がいるかのような不安が起こるとか、避難所にいたときの夢を今も見ますというお話をしてくださることがありました。

「震災とは関係なく親が亡くなったんです」というふうにお話をされて、そういう相談なのかなと思って聞いていると、震災の影響で交通機関が遮断されていたので親の葬儀に行けていないということをお話されました。震災の被災地の中では大したことがないし、当たり前前のことで親の葬儀なんて後回しだという思いなのだと思いますが、お一人お一人の心理状態を考えれば、親の葬儀に行けていないという状態はきちんとお別れができていないとか、御本人の心理が後々までも不安や鬱状態につながりかねないような状況を、今は小さくして小さくして「大したことはない」という形でやり過ごしておられることを感じます。これは一大事を小さくしてきた個人の問題、個人の気持ちの問題が、これから後々にますます少しずつ長期にわたって噴出していくといいますか、ぶくぶくと出てくるような状況だということです。

生活の変化に心がついていけなかったり、亡くした者を十分に悼んだりという重要な作業ができていない状況が見えています。話し始めは、「最近落ち込むことが多くて」というような、疲労やストレスのお話かなと思って、本当にゆっくり聞いていって「話せるな」という状況を察知されたときに、「言いにくいだけれども、夫からの暴力がひど

くて」という相談も出てくるということです。

今、この相談の報告も御紹介しましたし、男女共同参画白書にも今回のこの事業のデータは出ていまして、暴力に関しては相談の1割となっています。白書の25ページに「岩手県・宮城県・福島県における女性の悩み・暴力相談実施状況」ということで、3県の相談件数とそのうちDVに関する相談、その他暴力に関する相談という数は出ています。2,418件のうち、DVに関する相談は203件ですので1割です。これを少ないと思うか多いと思うかそれぞれの感覚だと思いますが、今、話したように、「ゆっくり聞いていてやっと口を開いてくださる相談だった」という意味でも203件出たということは大きなことだと私は受け止めています。私はメーリングリストで知りましたが、実際に、石巻では仮設住宅でDVの被害で夫から殺害されるという女性の事件もあったかと思えます。そのようなことですので、これまで以上に家族の絆が強調されたり家族や地域がピンチの状況にあって、女性たちは本当に女性役割、ジェンダー役割、情緒的なケア役割とか関係調整役割をこれまで以上に果たして、自分の声を発することにちゅうちょしていると言えらると思えます。

今日の会議でも声が大きく物が言える女性が必要という話がありました。少し違う状況でのお話になりますが、発達心理で「声の喪失」ということが言われています。これは「ボイスの喪失」といいますが、女性たちが育っていく中で、小さい頃は男性と同じようにそれほど差別なく育っている。同じように声を発して自分の意見を言い、思っていることを言っていた中で、小学校、中学校、高校と上がって大学生、10代後半になった女性については、「ボイスの喪失」が言われるのです。それははっきりと物を言うと、うるさい女だとかきつい女だと言われることで、発言の前に枕言葉をつけて「間違っているかもしれませんが」とか「聞いていなかったのかもしれませんが」とか「個人的な私の思いなので、ここではそぐわないかもしれませんが」というような前置きの言葉をつけながら自分の意見を言うという発達心理の調査、研究も出ていたりするのです。そのような「声の喪失」ということ、周囲のことを推し測って他者優先行動を取りがちな女性は、特に震災という危機的状況で声を発するということを諦めているということもあったと、相談の中では非常に感じました。

女性の相談は、そのような女性が語ることのできる、声を発することのできる貴重な場になっていたと言えらると思えます。

「できたこと、できなかったこと」ということで、面接相談に関して少し振り返りたいと思います。

面接相談では、相談拠点はいろいろあり、面接を行う準備が整えられていた拠点も幾つもありました。ほとんどの相談でそうだったと思うのですけれども、実施に至った数は少なかつたのです。日本ではまだまだ精神科医療とか病院にカウンセリングに行くということはもちろんのこと、カウンセリングというものになじみがない。東北地方では特に見ず知らずの人に打ち明けて相談するということに抵抗がある、だから相談とかカウンセリングと看板を掲げても全然効果がなかつた、ほかの支援団体の方たち、国際的な団体の方

たちもおっしゃっていました。「自分よりもっと大変な経験をした人がいる」と、自分の被災体験を表現しようとしなないということです。感情を抑圧して耐えるとか、弱音を吐かないとかといった傾向が男女問わずあるようです。

そのような中で、被災地で女性たちに語っていただくためのきっかけ作りが必要だったのではないかと反省しています。もちろん「話を聞いてください」とか、「ちょっとしんどいので聞いてくださいますか」と電話で申し込んだり、直接来てくださってお話を伺えることもありましたが、多くは地元になじみのあるお茶っこ飲み会という、皆さんがお茶を飲んでいろいろなお話をされたり、ボランティアさんが入って何か手作りの会をしたりというようなことが話してくださるきっかけとなりました。そんな中で、ちょっとしんどそうにしていらっしゃる方とかと、これは大変な経験をされたなと思われる方にちょっとお声をかけて、「後でゆっくりお話しされませんか」というふうにすると、本当に喜んで来てくださって、「話していいんですか」と面接が成立するということも多くありました。

それから、支援物資を取りに来られる盛岡の復興支援センターでは、御自分が支援物資を取りに来られるきっかけで、「聞いてもらえるんですか」と申し込まれてお話を伺うことができました。そのお話の中にはやはり個人の心の中に留めておくには本当に大変な経験が語られることも多くありました。

「男性中心な共同体意識のなかで個人の悩みが矮小化される」と書きました。男性のリーダーシップは、本当にこれまでも出てきたように、みんな家族だとか一つだという、個人を小さく、軽くするものであったりします。それから、父親温情主義、パターナリズムといいますが、これは支援者にもよくある「俺に任せておけ」とか、女性同士でも「私に任せておきなさい」みたいな形での関わりで、相手の方の力をそぐ非常にまずい支援の形だと言われています。このパターナリズムのような現象がここでよく起こっていたようです。

個人の悩みが小さくなって、「自分は言うほどでもないな」とか「相談するほどでもないな」というように、男性中心の状況の中で声を小さくしておられる方も多かったようです。

それから「顔がさす」ということで相談に行かなかったことも大きな原因だと思います。

面接相談に関しては、「現地支援者との関係」ということで、少し明るい報告をしたいと思います。

この報告書にもありましたように、各地元のNPOの方たちや女性支援の団体の方たちが電話相談を受けられるそのサポート役という形で私たちは入りました。現地の方と同じ相談拠点で一緒に時間を過ごすことができ、関係性、エンパワーメントし合う関係を作ることができたということです。

受けた相談内容は、本当につらい、生死に関わる暴力被害もそうですし、被災に関しての生死に関わる被害を聞くというのは、聞く側にも非常に大変なストレスがあるものですから、それをお互いに分かち合って、今、こういう相談でこのように対応したのだけれど

も、よかっただろうかというようなサポートのし合いをすることもできました。

それから、現地の相談員さんは自らも被災していらっしゃる。その中で御本人たちは「ここという仕事の場所がなければ何もすることがなくて、ただじっとしているところだった。本当によかった」と言っていて、喜々として頑張ってお仕事をしていらっしやったわけですが、ふとしたときに、「お風呂に入ったら、訳が分からないけれどもとめどなく涙が出る」というようなお話を聞いたり、御自分が被災した当日にどんなふうに行動して友達はどんなふうだったかという、相談員さん自身の経験を分かち合っていたことができたり、というので、相談員さんにも被災経験の傷つきが残っているということもありました。

トラウマ体験というのは被害を自分の体験として消化することができないで、夢を見たり後から涙がぼろぼろと出てきたりということになるわけですから、心理的にはそう言われていますので、そうやって被害のことを語り尽くすという経験をお互いにすることができて、関係性ができてはじめて、相談員さんたちのお話を聞かせていただいたということでは、私たちが受け入れていただいたといえますか、そのことも本当に感謝しております。

被災体験や傷つきや不安を聞く作業において、共感することが私たちの仕事ですので、共感するものが悲惨な大変なものだったら、共感疲労とか二次受傷というもので相談員も傷つくわけです。そのような支援者側のストレス症状に対してお互いに分かち合うことができ、乗り越えていくことができたかなと思っているのです。

かかってくる電話には大変な悩みもありました。理不尽な怒りをぶつけてくるような電話もありますし、不謹慎なはずら電話もかかってくるので、そのあたりも後で分かち合うことをしました。

地元の情報を私たちは持っていないので、地元の情報を後ろで現地相談員の方がバックアップしてくれて、チームプレーを電話対応ですることができたと思っています。

ジェンダーの視点を持った相談についての研修やスーパービジョンの機会も設けられて、そういう交流もできました。

今年の5月にフェミニストカウンセリング学会の大会が富山であったのですが、そのときには現地の相談員さんたちに声をかけて参加していただいて、会員と交流するという機会もありました。震災というピンチがきっかけではありますが、地域の個々人のエンパワーメントにつながる種がまかれてシスターフッドが生まれたということを御報告したいと思います。

フェミニストカウンセリングでは、平場とか対等という言葉をよく使いますが、「支援する、される」という関係ではなくて、相互に意見を交わし、尊重するかかわりの中での関係が今も続いています。

最後に「課題」といたしました。女性に対する暴力の被害者の心理的回復に立ち会った者として、これまで報告させていただいたように、被災地においてはなかなか肝心なことは語られません。しかし、そんな中で語られたことの中には過酷なDVの被害があったり、

暴力の被害があったり、家族の縛りの中でつぶされそうになった女性の生活がありました。

本当にどこの地域でも、今、物が言える女性たちはそんなにいますかといいますか、難しいというお話をここの場で聞いて、本当に道半ば、男女共同参画社会の形成が達成されていないという現実があります。災害時、復興時にはそのギャップがさらに強化されて大きな縛りとして女性の負担になるということを、この相談からも申し上げたいと思います。それぞれの地域に根強く残っている性別役割意識とか女性に対する暴力に関する認識は平常時に早急に取り組み続ける必要があるということです。

被災地の相談の中で本当に専門家の方、弁護士さんであったり、専門職といわれる方たちが精神的な、本当に命に関わる暴力、今、DV法の中でDVだと認識されるDVであるにも関わらず、「それはDVではない」と言われて支援が受けられないということを知りました。つまり、法律の中で規定されていることさえもまだ認識されていない状況、そういう支援を受けられていないという状況だということは非常に大きな問題だと思います。「精神的暴力はDVではない」とか、「暴力を振るわれるのはあなたにも問題がある」という言葉は、支援者の方からも聞かれました。私たち女性自身もそれらのことを内面化しているので、自分にも問題がある思い込み、他者に語れないままで自責しているというのが現実です。

最後に、このニュースレターを添えさせていただいたのは、日本フェミニストカウンセリング学会の代表理事である井上書いたものです。心の病気にはジェンダー差があります。男性中心社会において女性に精神的負荷をかけているということが言われていますし、災害時には2ページ左の段の真ん中あたりです。「『接死体験』により強い衝撃を受けるのだろう」というところで「思いやりや共感といったコミュニケーション能力が男性より高い女性にとっては、『生き残り症候群』（生き残りの罪悪感）や『生き別れ症候群』と呼ばれる症状などが強く出るのではないか」というような分析もあります。

先ほども言いましたように、「トーキング・スルー」といって、自分の経験の一部始終を語り尽くすという作業が被災体験後に有効であると言われていています。私たちは性暴力やDV被害者に対してトラウマを語り尽くすカウンセリング、トラウマカウンセリングとして、被害者の方たちが体験をリアルに思い起こしながら、恐怖感とかそのときの感情を消化する作業に立ち会っているのです。そのことが被災地の方たちにも重要だと思っています。

性暴力被害は鬱症状であったり無力感であったり、身体症状が出たり、いろいろ引き起こしますが、PTSDというものは症状として名前のついた厳密なものなのですけれども、このPTSD症状を発症するのは地震や災害、事故という場合は災害を受けた方たちの1割～2割と言われていています。ただ、今回の東日本大震災の前の統計なので、今回のことがどれぐらいというのは分かりません。それから、福島原発の事故のこともありますのでここは言えないのですが、これまではそう言われてきました。

性暴力被害者、DV被害者、児童虐待、性虐待の被害者はPTSDの発症率が6割、7割、8割と言われていています。このあたりの違いは人の悪意による心の傷と、多くの人と一緒に大いなる自然の営みの中で仕方がないと思えるような自然災害との違いというふうに言われ

ていたりもします。福島県の相談では県外避難をされた方を含めて、元の住まいに戻れないばかりか、子どもさんの放射能汚染の問題は、別に子どもさんだけではないと思いますが、まだ終わっていない、まだトラウマを引き起こす現象が日々続いているという状況です。このあたりのケアというのは大きな課題になると思います。

子どもたちを持つ女性は、仕事を辞めるわけにはいかない夫を残して母子で県外避難をしていらっしゃる方が多くいると思います。たまたま私は関西の女性センターで県外避難をされている方たちのグループワークでお会いすることがあるのですが、子どもが放射能汚染の健康被害を受ける方をとるか、子どもに父親のいない生活を強いる方をとるかという、訳の分からない選択の中で引き裂かれて悩んでいらっしゃる事実があります。学校で先生たちは大丈夫だと言うけれども、ある専門家は全然大丈夫だと言わない、どうしたらいいのだろうという相談を私たちが受ける。答えはないわけですので、どう気持ちの折り合いをつけるのかを、お話を聞くなかで一緒に考えるという形しかできないという相談になっています。

被爆したために結婚ができないとか、子どもを作ってはいけないのではないかと、作れないのではないかと悩んでいる女性の声も聞いています。そのようなことがこれからの課題、相談の継続という、大きな問題として残っていると思っています。

最後に、中長期的な被災者の方への支援ということで、私自身がDVの被害者の方たちのグループ活動をしています。もう安全は確保されたけれども、心理的にはまだフラッシュバックがあったり何か影響を受けているという方たちが出会って、グループの中で語り尽くす経験するという。いろいろなことを乗り越えて出会っている女性たち、DV被害者自身が出会って、その中で関わりを持つことで、他者への信頼感を積み重ねていくプロセスがあり、サポートグループをしているのです。そのようなグループ実践の意味をととても大きく感じています。

ジュディス・ハーマンは、心的外傷からの回復には三段階あって、第一段階は安全確保、第二段階はトラウマを、自分の身に起きたことを語り尽くすという経験、第三段階は社会との再結合という段階を唱えています。第三段階は、社会の中に自分たちが受け入れられているんだという感覚、つまり暴力を受けて阻害されて誰も信じられないという状態にとどまるのではなくて、他者や社会を信じられるという状態になることなのですが、そのプロセスが被災された方たちにも必要だと言えらると思います。特に福島の方たちは第一段階の安全確保がまだないという状態だということです。その状況の中で今後の支援のあり方として、中長期的な支援として相談の継続とグループ活動の実施というのが有効ではないかという提案をさせていただきます。

この事業を通して私どもが分析してきたことと課題をこのように報告させていただきます。

ありがとうございました。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

質問、意見がありましたら、どうぞ。

○原田委員 大変貴重なお話ありがとうございました。

皆様の御報告全体に関わることになると思いますけれども、こういう災害の後で物資の配布とか、あるいはつい立、そういうようなものに対して男性の配慮が足りないということが指摘されておられましたが、これは、何か東北地方に特有な、特に強い傾向とお考えでしょうか。といいますのは、私の感じる東京とか関西の中高年女性であれば、そういうことに対して当然抗議を言って、それに対して男性は抵抗できない気がします。東京や関西だったら「何かあなたいやらしいわね」と言うのではないかと思うのです。普通に考えますと、それに対して男は反対できないと思います。ですから、そういう東北特有な傾向があるのでしょうか。

それから、食事当番が女性だけになってしまうということですが、恐らく災害の初期にはいろいろな片づけとか力仕事があって、男たちも働いていたとは思いますが、ところが、だんだん機械などを持たないただの男が働けることはなくなってしまって、男がぐうたらして女性が嫁として働くという状況に、数週間ですぐになってしまう。復興が進まないということもそういう状況になってしまう一つの理由なのではないかと思うのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

それから、資料4で「顔がさす」という言葉が書いてあって、ちょっと私が聞き逃したかもしれないのですが、言葉の意味が分からなかったので、教えていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○竹之下氏 今、初めにお話をされていたことについて、私自身そんなに深く洞察しているわけではないのですが、同じように被災地支援のことについてカウンセラーの集まりで、フェミニストカウンセリングではない集まりで私のやっていることを発表したことがあるのです。そうしたら、男性の、その方は世界的な国際支援をしていらっしゃる方だったのですが、東北地方の被災地の支援をしていて、古きよき漁村文化があるという言葉が使われていました。それは、男は黙ってというか、自分についてきなさいというようなことであったり、男性のリーダーシップのもとでということかと私自身は受け取りました。地域の文化に手をつけないことが支援の文化なのだとそのときに言われました。だから、古きよき漁村文化を壊すような形での支援はできない、おかしいと思ってもできないという話でした。アフガニスタンという例えでおっしゃったので、そこを男女共同参画社会基本法がある日本とは違うと私は申し上げました。今のお答えになっていないと思いますが、東北地方に対してそのような印象を持たれる支援者の方はおられるということもそのときにも感じましたし、それを男女共同参画の視点で考えるということは余りというか全然なされていないのだなということです。

「顔がさす」という言葉について御質問がありました。これは相談者の方が「顔がさすので相談には行けません」とおっしゃいます。それは、相談に自分が行くと自分の顔が知

れていて、地元の人たちがいると、「あそこのあの人が相談に行っているよ、何を相談しているのかな」と言われるとおっしゃいます。東北の方もおっしゃっていたと思います。私がそういうふうを受け取ったのかもしれませんが、関西ではよく言います。そのような形で自分が電話はできるけれども、面接には行けない。それは2年前のパープルダイヤルでも本当に電話相談があれだけたくさんの方からかかったのは、面接には行けないけれども電話でなら話せるということがあった。暴力の問題は特にそういうことだと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

竹之下さんの発言でほかに何か意見、質問がある人はいますか。

○桜井氏 今の先生の御質問に、これが東北に特有のことなのか、関西や関東であればこんなことは余りないかもしれないとかということなのですかけれども、私はそういうふうには思っていません。世界経済フォーラムが出していますジェンダー格差の世界ランキングがありますね。あれが98位というのは、まさに日本がジェンダーの格差が大変大きい社会である、性別役割分業の規範が日本の国が社会全体として大変強い、男性、女性のジェンダーの格差というのが大変大きく広がっていて、特に経済的な問題、意思決定に参画できるかどうか、この2つの要素で日本は大変遅れをとっているということが表れています。これは東北だけの問題ではなくて国全体がそういうことであると私は思っています。

一つ例を挙げますと、横浜にも農家をやっている方たちが随分いらっしゃいます。ですがけれども、農業委員は女性がまだ1人もいません。それから、農家の方たちが集まって直売とかをやるときは、引き売りとか売り歩くのは女性たちが頑張っていて、現金化するの結構女性が頑張っているのですが、寄り合いは男性ばかりが集まっています。そこで何かを決めるとき、横浜です。そこに参加したことがあるのですが、女性たちが何も物を言わないのです。後で教えてくれて、女性たちが「私たちは何も物を言わない、旦那の代わりに自分が参加してもそのときは発言をしないというルールになっています」みたいな感じです。都会といえどもまだまだかなと思っています。

それから、東北は共働き率が大変高いわけです。横浜とか都市部の方が共働き率は低いのですが、問題は被災地で、例えば避難所にみんながいて、あるいは仮設住宅にいて、そこで男性には有給の仕事があるのです。しかし、女性は避難所でみんなの御飯をつくっても、あるいは子どものケアを、「私たちが今の時間を見るわ」と言ってやる、あるいは女性の役割の延長線上の仕事については、これはみんなのためにやっているわけですがけれども、これにはお金が出ない。しかし、がれき処理には賃金がきちんと出るというところで、ここも男性と女性の格差が大きいなと思っています。

ですから、そういうところを見ながら、まだまだで、結局私たちが男女共同参画の推進というのをずっとやってきたのだけれども、今回の震災で平時にできていないことは緊急のときにできないんだなというのはよく分かって、平時に私たちは何をやってきたのだろうとがく然としました。今、もう一回手綱を締め直すのだから何か知りませんが、ジェンダー視点でのコミュニティディベロップメントの手法をもう一回日本型のものを作

り上げていくということをやっていかなければだめなのではないかと心したところです。そのための研修などが大変必要になるのだろうなと思っています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○廣岡委員 阪神・淡路大震災で足湯の活動が始まったと聞いています。金沢大学のグループで地震があったときにその活動をしたのを、大分一緒に付き合ったことがあるのですが、そうすると、例えば仮設住宅に暮らしている人たちに足湯の活動に行くといういろい話が出てくるのだと言うのです。その話の中には例えば電気の調理台を使ったことがないので、せっかく仮設住宅にあるけれども全然使っていないとか、お風呂の壁を乗り越えるのが大変で、一旦入ったら出られないかもしれないというので結局お風呂に入っていないとか、仮設住宅はどうしても町はずれにありますから。買い物に出かけるのが大変なのでとても困るとか、そういう話がぼつぼつ出るのだそうです。

傾聴が大事だと足湯の方たちがおっしゃっていて、臨床心理学だなどと思っていたのですが、DV被害女性とこういった性暴力とかの関係ばかりではなくて、こういう相談の窓口になるような、センサーになるようなボランティア活動とかそういったのがすごく大事なのではないかなと思っています。

その点、もしお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。傾聴するようなボランティアの活動をシステムチックに、現地に送り込むまでのこともないのかもしれませんが、仮設住宅の暮らしが始まってから後も継続的に必要ではないかなと思っています。

いかがでしょうか。

○竹之下氏 私の方がそれほど経験をしていないので分からないのですが、現地の相談員さんの中には仮設住宅に訪問される方たちがおられて、その方たちのお話を聞く中では、なかなか仮設住宅を訪問しても、中におられるのが分かっているにもかかわらず出てこられないとか、本当にちょっと窓を開けて顔を見せてくれるぐらいで、傾聴のボランティアの方とか保健師さん、助産師さんもなかなか入ることができず、話が聞けないというようなことをお聞きしたのです。ですので、非常に難しいなと思います。

先ほども報告しましたが、支援物資を取りに来られた時のことをボランティアさんたちがおっしゃっていたのです。紙おむつとか日用品などの物資を受け取って、皆さん車に載せるまでが大変なので、ボランティアさんがそれを駐車場まで運んであげるのです。その道で深刻なことを話される。その道で大変なことを聞いてしまった、どうしたらいいだろうと相談をされることがありました。そんな普通の道々でふと心が緩んで大事な話をされるんだなということがあったのです。その話を聞いたのは、たまたま現地の大きな組織のボランティア団体の方と被災地の方の心理的な影響についてなど、どういにかわりをするかというような研修をさせていただいたときだったのですけれども、そういう物資を通してのかかわりは重要だなと思いますし、あと、お茶っこ飲み会のような、お茶を飲んで話をすると何か作業療法のような作業をする、避難所、仮設住宅で集まって何かをする

その中で耳を傾けてケアが必要な人が分かるというようなことなのかなと思います。

ですが、そこに出てきてくださる方ならそれができるのですが、そこに出てこられない方をというところになるとまた難しいかなという経験です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

皆さんからもっとお話を聞きたいのですが、時間的な関係がありますので、ヒアリングはこれぐらいにしたいと思っております。

清原さん、桜井さん、竹之下さん、本当にありがとうございました。

○清原氏 済みません、1点だけよろしいですか。

先ほど桜井さんから被災地の男女共同参画センターが除染や倉庫の役割を担ったという話がありましたが、男女共同参画センターが避難所に位置づけられているところも今、出てきています。これは十分な人手とスペースがあれば話は別ですが、相当慎重な検討が必要だと思えます。

男女共同参画センターは、そうでなくてもお話にもありましたように少ない人数で非常勤を含めて、しかも土曜や夜も開けて交代制勤務をしています。兵庫県立男女共同参画センターは阪神・淡路大震災のときに避難所になれるかという本部からの問い合わせに対し避難所になることを断りましたし、今も避難所にはならないと位置づけています。職員が24時間の被災者のお世話に回れば、その分直ちに立ち上がらなければならない男女共同参画センターの本来業務ができませんので、そこはやはり相当慎重な一線を引くということが必要だろうと思えますので、その1点だけを最後に。

○桜井氏 今の点で、例えば被災したときにはシェルターだって被災するわけですから、母子生活支援センターだって被災するわけですから、そういった方たちを受け入れるという形での、もしくは避難所になるのであれば、そういうものは必要だろう。それこそそういったことは、男女共同参画センターが普段の業務でやっていることですので、そこでの役割ということが必要なのかなと思っております。

今、清原さんがおっしゃったとおり、それはある程度の規模がないとできないわけですから、ソフトを位置づけていただく。機能あるいは人がこういうふう to 動くんだと位置づけていただくということでももちろんいいかと思えます。

それから、あと二つ。

宮城県に県の男女共同参画センターがないのです。拠点施設がないということがやはりなかなか活動するのに厳しかったかなと思っております、全国で県の男女共同参画センターがないという珍しい県の一つです。ですから、そういったところもこれから考えたほうがいいかなということが一つ。

それから、全国女性会館協議会はこれから各地ブロック別に防災担当者と男女共同参画の担当者と合わせての研修をやっていきたいと思っております。グローバルなNGO支援をやっているイギリスのオックスファムからお金をもらって活動している東日本大震災女性支援ネットワークという民間と一緒にそういう研修をやっていこうと思っております。そうい

ったときに、例えば内閣府ですとかそういったところと御一緒させていただくとか、行政の人たちに研修に参加していただくということに大変大きな意味がありますので、そういったところでのお力添えをいただくのはありがたいなと思っています。

○鹿嶋会長 県の女性センターがないところというのはかなりあるのですか。

○桜井氏 いえ、ほとんどないのです。宮城県ともう一つぐらい。

○清原氏 山口県です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、事務局から年内の成果目標、参考指標の動向についてのこの専門調査会での配付について報告してもらいます。

○中野渡補佐 これまで毎回、会合のたびに資料として配付をしております、成果目標と参考指標の動向でございますが、こちらにつきましては、会合の都度、事務局から各省庁に更新の有無を照会いたしまして、その結果を取りまとめております。この数値の元になっている各種の統計が、年度前半に公表されるものが多いこともありまして、今後、年内は更新される数値が少なくなる見込みでございます。

また、照会を受ける側の省庁によっては、更新のための事務負担がやや重いという意見も寄せられております。

これまで、この専門調査会は1か月又は2か月に1度程度の頻度で開催してまいりましたが、今後年内につきましては、今月はもう1回ありまして、また11月も2回の開催を予定してまいりまして、これまでよりも開催の頻度が多くなってまいります。

以上のことから、今回は、前回の更新から3週間しか経過していないということもありまして、会長と御相談の上で、資料として配付しておりません。

さらに、次回につきましても、仙台でのヒアリングとなることから、配付は見送らせていただきまして、次の成果目標と参考指標の数値の更新につきましては、11月9日に予定している第15回会合で行うこととしたいと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 開催頻度がかかなり多くなっていますので、毎回というのが、データもそんなに変わらないと思うのです。ですから、今、言ったような形にしたいと思うのですが、よろしいですか。

では、そういうようにしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事は以上でございます。

次回は仙台市において有識者からのヒアリングを行います。ヒアリングを行う有識者についてはこの専門調査会の委員である奥山仙台市長のほか、被災地を拠点に被災地支援、復興支援、女性からの相談に対応されている方などから御意見をいただくことを考えております。

また、会議後には仙台市内の津波被災地や仮設住宅の視察を考えております。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○中野渡補佐 本日は御熱心に調査・審議いただきまして、ありがとうございます。

議事要旨につきましては、会長の御確認後速やかに公表させていただきまして、議事録につきましては、事務局の作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後に公表させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次回の監視専門調査会は、会長がただ今、おっしゃられたとおり、10月19日金曜日に仙台市の宮城野区中央市民センターで開催いたします。会議は午後1時から3時までの2時間の予定でございます、その後視察を行う予定としております。

詳細につきましては、別途委員の皆様にご連絡させていただきます。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第13回の会合を終了いたします。

今日はどうもありがとうございました。